平成21年11月27日から 平成21年11月27日まで

標 茶 町 議 会 第 5 回 臨 時 会 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成21年標茶町議会第5回臨時会会議録目次

<i>^-</i>	-1		/ -	1 1		0	$\overline{}$	\Box	\
第	- 1	7	(1 1	Я	~	-/-	Н)
>/1√		′,	١.		/ 1	_	•	\vdash	/

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第66号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	5
議案第67号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に	
ついて	7
議案第68号 一般職の職員の給与に関する条例及び標茶町職員の勤務時間及び	
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第69号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の	
制定について	17
日程の追加の議決	19
議員提案第2号 標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を	
改正する条例の制定について	20
閉議の宣告	21
閉会の宣告	21

平成21年標茶町議会第5回臨時会会議録

○議事日程(第1号)

平成21年11月27日(金曜日) 午前10時01分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第66号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 5 議案第67号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 第 6 議案第68号 一般職の職員の給与に関する条例及び標茶町職員の勤務時間 及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第69号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 追 加 議員提案第2号 標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について

○出席議員(15名)

1番	田	中	ž	隹	君		2番	黒	沼	俊	幸	君
3番	越	善	徹		君		4番	伊	藤	淳	_	君
5番	菊	地	誠	道	君		6番	後	藤	熏	_b	君
7番	林		博		君		8番	小野寺		典	男	君
10番	舘	田	賢	治	君	1	1番	深	見	迪		君
12番	田	中	敏	文	君	1	3番	JII	村	多	美男	君
14番	小	林	Ý	告	君	1	5番	平	Ш	昌	昭	君
16番	鈴	木	裕	美	君							

○欠席議員(1名)

9番末柄薫君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

 町
 長
 池
 田
 裕
 二
 君

 副
 町
 長
 及
 川
 直
 彦
 君

 総
 務
 課
 長
 玉
 手
 美
 男
 君

 企画財政課長
 森 山 豊 君

 住 民 課 長
 妹 尾 昌 之 君

 教 育 長
 吉 原 平 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤吉彦君議事係長服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから、平成21年標茶町議会第5回臨時会を開会します。 ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午前10時01分開会)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長から

13番・川村君、 14番・小林君、 15番・平川君

を指名いたします。

◎会期決定について

○議長(鈴木裕美君) 日程第2。会期決定を議題といたします。 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(鈴木裕美君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を議題といたします。 町長から、本臨時会召集理由とあわせ、行政報告を求めます。 町長・池田君。

○町長 (池田裕二君) (登壇) 第5回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに 行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、「標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更」と、過般、政府において閣議決定されました人事院勧告の内容に基づき、今日的情勢を勘案し、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「一般職の職員の給与に関する条例及び標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及びこれに準じまして「へき地保育所職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例」の所要の処置を講ずるため、議決をいただきたく本臨時会を招集 したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の二点について補足させていただきます。

一点目は「標茶町総合防災訓練」についてであります。

去る、9月27日に実施いたしました「標茶町総合防災訓練」についてご報告をいたします。

近年、国内をはじめ世界各国で大地震や、異常気象と思われます大雨や洪水等が多発しております。本町においても、いつ起こるかわからないこれらの災害や林野火災に対処すべく防災訓練を実施したところであります。

今年で4年目となります町の防災訓練を、昨年と同様に農業者トレーニングセンターと同駐車場を会場として、大型で強い台風の接近による大雨で、釧路川が氾濫する恐れがあり、洪水警報が発表されたことと、震度6の地震により開運橋が通行不能となったことを想定しまして、住民避難訓練や水防訓練の実施をしたほか、林野火災の発生に伴う消火班による消火訓練を、「標茶町総合防災訓練」として実施したところであります。

訓練内容としましては、洪水対策として、洪水警報発表による災害対策本部の設置、 関係機関への要請や警戒出動、住民に対する避難勧告及び、一時避難所から避難施設への 人員のバス移送、要援護者の福祉バス移送、救急車による救急搬送、避難施設のトレーニ ングセンター内での町内会ごとの地区割り、炊き出しなどを実施いたしました。

また、釧路川堤防越水対策及び住宅地への浸水防止のため、積み土のう工法等による 水防訓練を消防署員・団員・役場職員をはじめ、災害対策協定を締結しております町災害 対策土木協議会会員によります水防訓練を実施したところであります。

また、今年、新たに協定締結をいたしました町災害対策建築協議会会員によります地 震発生に伴う被害状況の緊急家屋調査を実施したほか、新たに、自衛隊第27普通科連隊に よる炊き出し、釧路気象台災害担当気象官による「災害時の気象情報」と題して情報内容 の説明を実施したところです。

更に、林野火災を想定してのジェットシューターによる消火班による実施訓練を行ったところであります。

訓練当日は、標茶市街各町内会をはじめ、赤十字奉仕団、災害対策土木協議会、災害対策建築協議会、釧路開発建設部、弟子屈警察署、自衛隊第27普通科連隊、釧路気象台、NTT釧路、標茶消防団、標茶消防署等の各関係機関のご協力をいただき、およそ400名の参加のもと実施をいたしました。

今後も、自主防災組織の拡充を図りながら住民の生命と財産を守り安全、安心の町づくりのため、防災への取り組みをさらに充実してまいりたいと考えているところでござい

ます。

最後に、ご参加をいただきました多くの町民・関係機関の皆様方に感謝を申し上げ報告とさせていただきます。

二点目は「風雲橋」の通行止めについてであります。

標茶市街、歩行者専用道路「風雲橋」の通行止めについて報告をさせていただきます。 風雲橋につきましては、右岸から約60メートル付近の通行路面に変位を発見したこと から、点検計測及び調査をおこなってまいりました。

調査の結果、橋の上部工には、致命的な問題はありませんでしたが下部工、コンクリート基礎部分になりますが、8箇所の橋脚の内、1箇所の川が流れているところの橋脚が上流側に傾いていることが確認されました。

専門家の所見も参考に、11月13日安全確保の観点から通行を禁止したものでございます。

現在も下部工の傾きの進行状況についての計測や情報収集を継続しておりますことから、通行止めの期間につきましては、未定でありますのでご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第66号

○議長(鈴木裕美君) 日程第4。議案第66号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

〇企画財政課長(森山豊君)(登壇) 議案第66号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてでありますが、本年の第3回定例会で議決をいただきました計画の変更において、広域無線LAN整備事業を追加したところでありますが、それをもとに起債の協議を行ったところ、施策区分並びに事業名については、過疎債メニューと合わせる旨の指導が国よりありまして、それに基づき、改めて提案をさせていただくところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第66号、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第6項の規定に基づき、標 茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するというものであります。

次ページをお開きください。

別紙でありますが、3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進(3)計画(平成17年度~平成21年度)の表中、「(5)、これは自立促進施策区分でありますが、電気通信施設等情報化施設、事業名、広域無線LAN整備事業、事業主体、町 」を「(5)電気通信施設等情報化のための施設その他情報化のための施設、事業名、地域情報通信基盤整備事業、実施主体、町」に変更する。

以上で、議案第66号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・舘田君。

○10番(舘田賢治君) 今ご説明していただいた、いわゆる平成17年度から21年度の表中の中の一部変更なのですが、これは17年度から21年度までの計画書の中に、この電気のやっちょっと私も見当たらなかったものですから、何ページにあったのかなというのを一点教えていただきたいのですが。ちょっと見ても気がつかなかったんですよ。

それと、いわゆる17年から21年まで、過疎対策の発行した金額、うちが受けた金額、年度ごとに事業名は別にして、いかほどくらいづつあったのかということ。今後、この過疎対策が時限立法ですから、たしか今年度、21年度で切れると思うのですが、今までこれで4本目の時限立法だというふうに理解しておりますが、今後のこの過疎対策の見通しも合わせてお願いをいたします。

- ○議長(鈴木裕美君) 企画財政課長·森山君。
- ○企画財政課長(森山 豊君) お答えいたします。

議員ご指摘の(5)電気通信施設等情報化のこの施策区分並びに事業名でありますが、これにつきましては、計画書のページ数は19ページになるんですけども、ただ、当初の計画の中にはこの項目はございませんでした。それで前回の第3回の定例会の時に、新たに追加をさせていただいたという内容でございます。

それから、年次ごとの事業の過疎債を受けた金額なんですが、これにつきましては、ちょっと手元に今現在資料がございませんので、後ほどになりますか、またということでご理解いただきたいと思います。

それから、議員ご指摘のとおり平成21年度をもって過疎債、この法律は時限立法で切れるわけでございますけども、現状この法律が延びるのではという話もありますが、今具体的に情報きておりませんし、新たな過疎計画、準備のための指示等についても現在きておりませんので、それらの情報につきましては注視しながら、適切に対応してまいりたいと存じてますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 10番·舘田君。
- ○10番(舘田賢治君) 今の最後のお答えについて、町長もこうやって聞いているわけで すから、やはり過疎地域としては、この対策事業がなくなれば、大変痛手をこうむると、

こういうことですから、町長先頭にしてこの過疎対策については持続出来るような運動を 起こしていただきたいのですが、すでに起こしているとは思いますけれども、町長のほう からこのことについて何かありましたら、所信をお聞きしておきたいなと思います。

○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) この件に関しましては、当然管内の町村会、それから道内、全国町村会等々で、継続について要望しておりますし、もし継続という形にならなければ新たに変わる。ただ、新政権が地域主権なのか地域分権なのかよく分かりませんけども、地域を重要視するという方向性は明示されておりますので、なんらかの対応はあろうかと。現時点においては、先ほど担当課長が申し上げましたように、延長されるという情報は正確ではありませんけども、そういう感覚でいておりますので、今後ともそういった方向で努力してまいりたいと、そのように考えております。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号は、原案可決されました。

◎議案第67号

○議長(鈴木裕美君) 日程第5。議案第67号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長·池田君。

○町長(池田裕二君) (登壇) 議案第67号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明を いたします。

本案につきましては、本年8月11日に人事院勧告が出されたのに伴い、勧告に準じて後ほど議案第68号において、一般職級の改定外を提案申し上げるところでありますが、特別職につきましても今日的な情勢を勘案し、期末手当の改定を行いたいというものであります。教育長についても、特別職の支給に準じるため減額対象とするものであります。

期末手当の改正内容は、6月期0.2カ月、12月期0.15カ月で、合わせて0.35カ月を減額

して、年間3.4カ月を3.05カ月に支給率の改正をしようとするものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第67号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページへまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第4号)の一部を次のように改正する。

6月及び12月の期末手当の支給率を次のように改正するものであります。

第4条第2項中「、100分の160」を「、100分の140」に、「、100分の180」を「、100分の165」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成21年12月1日から施行するものであります。 以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第67号は原案可決されました。

◎議案第68号

○議長(鈴木裕美君) 日程第6。議案第68号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第68号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明をいたします。

最初に人事院勧告の内容でございますが、一番としましては月例給引き下げについてであります。

公務員給与が民間を上回る官民給与の較差を解消するため、平均0.22%、平均年齢41.5歳でありますが、引き下げ改定を実施するというものであります。

また、初任給を中心に若年層、1級から3級の一部でありますが、引き下げは行わない としてございます。

人勧においても、医療職給料表 (1) 医師給料表でございますが、この改定については 今日的な情勢から引下げを行なわないこととしております。ただし、一般職給料表と同様 に、号俸間の間差を細分化し4分割するものの改定を、提案を申し上げるところでありま す。

続きまして、期末勤勉手当の引き下げでございますが、給料同様、民間の年間支給割合に見合うよう、0.35月分引下げるものであります。

本年度につきましては、6月期の期末勤勉手当額を凍結した0.2月分を引下げ分の一部に充当することとし、これを差し引いた残りの支給月数分を12月期の期末勤勉手当0.15月から差し引くものでございます。

期末手当は、6月期に0.15月、12月期に0.1月分をそれぞれ差引いて、年間3.0月から0.25月引き下げ年間2.75月とするものであります。

勤勉手当は、6月、12月期にそれぞれ0.05月分づつ引き下げて、年間1.5月から0.1月 引き下げ年間1.4月とするものであります。

給料と期末勤勉手当の改定実施時期につきましては、本年12月1日の実施を予定をしております。

本年は引下げ改定のため遡及改定は行ないませんが、民間との均衡を図る必要があることから、民間給与総額でみて民間との均衡が図られるよう12月の期末手当で4月から11月までの月例給及び6月期の期末勤勉手当に係る格差相当分の額を12月の期末手当額で減額調整するもので、不利益不遡及の原則に立ち返ってございます。

続きまして、時間外勤務手当割増しと代休制についてでございます。

時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正が、来年4月施行を踏まえ、特に長い超過勤務を強力に抑制し、又、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務、日曜日又はこれに相当する日の勤務を除きますが、それに係る超過勤務手当の支給割合を、通常の100分の125又は135を100分の150に引き上げるとともに、一方、支給率アップ分に代えて正規の勤務時間においての代休を指定することができる制度を新たに新設するものであります。改定時期については、平成22年4月1日以降を予定をしております。

続いて、条建ての改正でございますが、今回第1条から第4条まで申し上げておりますが、条例名の違いは元より同一給与条例では施行日ごと、本則改正分、附則改正分ごとに条建てしておりますことをご報告いたします。

以下、内容についてご説明をいたします。

6ページでございます。失礼しました。

議案第68号、一般職の職員の給与に関する条例及び標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例及び標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次ページにまいります。6ページです。

一般職の職員の給与に関する条例及び標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 の一部を改正する条例。

第1条は本則に係る施行日平成21年12月1日に係る期末勤勉手当の支給率の改定と各給料表の改定でございます。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第3号)の一部を次のように改正する。

始めに期末手当でございます。

第16条第2項中「100分の160」を「100分の150」に改める。

次に勤勉手当でございます。

第17条第2項中「100分の75.0」を「100分の70」に改めるものであります。

次ページにまいります。

次に給料表の改正であります。

行政職給料表1の級別改定率を申し上げたいと思います。

1級の改定率は0%から0.2%の減額となり、号俸が大きくなるほど減額率が大きくなってございます。

2級3級につきましても、1級と同様に0.0%から0.2%の減額となっております。

4級5級6級につきましては、すべての号俸において0.2%の減額となってございます。 行政職給料表全体では平均0.2%の減額改正率となってございます。

次のページでございます。

次に、医療職給料表であります。

別表第2を次のように改めるということで、イの医療職給料表 (1)、医師の給料表で ございます。

先ほどの説明でも述べましたが、今日的情勢から医師の給料表の減額改定は行わない こととなってございます。一般職給料表と同様に各号俸間の間差を4分割に細分化する改 定の内容でございます。

各級1号俸は変わりございませんが、従前の各級2号俸3号俸の部分について、それ ぞれ2号俸は5号俸へ3号俸は9号俸など、給料月額がそれぞれ移動した状況でございま す。 ただし、各級最高号俸額は変わっておりませんので付け加えさせていただきます。

次のページにまいりますが、12ページであります。

医療職給料表(2)で技師の給料表でございます。

14ページまで載ってございますが、改定率につきましては、行政職の給料表と同じ趣旨で改定されておりまして、平均0.2%の減額の改定率となってございます。

次に15ページ、医療職給料表(3)であります。看護師の部分でございます。

18ページまで給料表がございますが、改定率につきましては、(3) についても行政職の改定率と同じ趣旨で改正されておりまして、平均0.2%の減額の改定率となってございます。

次に19ページ、第2条の改定であります。

施行日を平成22年4月1日とするもので、労働基準法の改正に伴う時間外勤務手当の割り増し支給でございます。1カ月60時間を超える超過勤務に対して、25%の割り増し支給するというものでございます。また、超過勤務分を代休時間に変えることが出来るという趣旨の内容でございます。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

時間外勤務、代休時間についてであります。

第10条中「ときは、」の次に「勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間及び」を加え、「当り」を「当たり」に改める。

次に時間外勤務手当についてでございます。

第11条第1項中「8時間を超えない範囲で規則で定める時間」を「7時間45分」に、「当り」を「当たり」に改め、同条に次の3項を加えるものであります。

次に第3項は、1カ月60時間を超える分に通常の時間外手当にプラスして25%手当を追加支給するものでございます。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした 勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務 のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、そ の60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(育児休業法の規定により読み替えて 適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務 1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間で ある場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第4項は、60時間を超えた時間数を代休時間とした場合の取り扱いで、当然アップ分の 手当の支給はないものであります。

4 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間

当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項各号に定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

第3項の部分についてはアップ率の金額を支給する。なおかつ第4項では代休時間を指定するという内容でございます。

第5項は育児休業、短時間勤務職員についての項目でございます。

5 第1項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項各号に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。というもので、短時間職員の超勤が7時間45分までに達する部分については、3時間、4時間から7時間までの間の部分については、100分の100しか支給しないと、一般職員と同じような状況にするという内容であります。

次に期末手当の改定でございます。

平成22年4月1日施行の6月手当分でございます。

第16条第2項中「100分の140」を「100分の125」に改めるというものであります。

次に、一般職の給与改正、附則の平成21年12月1日施行分で、給料減額に伴う現給保障者の改正であり、平成18年給料表の構造改革で一般行政職8級制を6級制に、号俸を4分割をした際の給料が下がった職員に対し、現在現給保障をしているところでございます。現給保障者についても給料月額を0.24%減額する内容でございます。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年標茶町条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「給料月額に」を「給料月額(一般職の職員の給与に関する条例及び標茶町職員勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年標茶町条例第 号。)の施行日において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」に、「職員には」を「ものには」に改める。

次に、平成22年4月1日施行の本則の部分でございます。

(標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)でありますが、先ほど述べましたとおり、労働基準法改正に伴う1カ月60時間を超える時間外勤務手当分を代休時間制とすることが出来る内容でございます。

第4条 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成8年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次ページです。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の3 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第3号)第11条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「(休日」を「(第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が 指定された勤務日等及び休日」に改めるというものであります。

附則といたしまして、

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の一般職の職員の給与に関する 条例第16条第2項から第5項まで、第20条第1項から第3項まで又は第5項の規定にかか わらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」と いう。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する 額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、 支給しないという内容であります。

次ページでございます。

第1号は、本年4月1日現在減額改定対象職員の給料で、4月から11月までの給料 0.24%カット分の合計額を示してございます。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する条例第21条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員であるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当及びへき地手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日

から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表。

行政職給料表、職務の級、1級、号俸、1号俸から56号俸まで。2級、1号俸から24 号俸まで。3級、1号俸から8号俸まで。

医療職給料表 (2) 1級、1号俸から52号俸まで。2級、1号俸から32号俸まで。3 級1号俸から16号俸まで。4級、1号俸から4号俸まで。

医療職給料表 (3) 1級、1号俸から56号俸まで。2級、1号俸から40号俸まで。3 級、1号俸から16号俸まで。4級、1号俸から4号俸まで。

第1号につきましては、給料の減額格差部分の合計額でございます。

給料表の表にある部分については、若年層等の部分で該当をしないという部分であります。

23ページにまいります。

次に第2号について、減額改定対象職員の6月手当の0.24%カット分の金額部分であります。

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

次に医師の給料表についてであります。

(号俸の切替え)

3 切替日の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第2イ医療職給料表 (1)の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、同級における同額の号 俸とする。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。以上で、議案第68号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。
- ○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

- ○11番(深見 迪君) 人勧についての基本的な態度、お考えについては前回伺いました のでそれはカットして、今回も職員団体との交渉が行われて妥結に至ったので提案された と思うのですが、その経緯について簡単でよろしいですから説明をしていただきたい。
- ○議長(鈴木裕美君) 総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君) お答えをしたいと思います。

人事院勧告を受けまして、事務レベル交渉、団体交渉等を交渉してまいりました。10 月11月に交渉をしておりますが、職員組合との交渉の中では、人事院勧告については従前 どおりの形で処置せざるを得ないということでご了解をいただきました。

今後の部分についてはまた新たになるわけですが、管内的な状況等を踏まえての話でございましたので、本町については各町村5%から10%の独自削減をしているということの内容がありましたので、その部分については、しない町村も実は22年度以降というお話も聞いてございますが、本町についてはその部分については、人勧どおりという形で0.22%もしくは期末勤勉手当の0.35カ月分という形の了解をいただきました。

- ○議長(鈴木裕美君) 11番・深見君。
- ○11番(深見 迪君) 団交の席上でこの承知せざるを得ないというのは、組合側もそれ を承諾したといことなんですか。
- ○議長(鈴木裕美君) 総務課長・玉手君。
- ○総務課長(玉手美男君) そのとおりでございます。
- ○議長(鈴木裕美君) 11番・深見君。
- ○11番(深見 迪君) 今回の削減によって生じた財源、どの程度の額になりますか。
- ○議長(鈴木裕美君) 一括です。総務課長・玉手君。
- ○総務課長(玉手美男君) 一般職で申し上げますと、全会計でございますが3,300万円、特別職については73万円という状況でございます。

(「3回」という声あり)

- ○議長(鈴木裕美君) 3回終わりです。ほかにご質疑ございませんか。 7番・林君。
- ○7番(林 博君) 職員の60時間以上の手当ということですけども、現段階で60時間を超えている職員がいるのかどうか。もし、また今後、60時間を超えるという職員がもし出てきた場合、どのようなことが考えられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) 総務課長·玉手君。
- ○総務課長(玉手美男君) 本町において、20年度においても職員についてはおります。 今後、その部分については、代休日の指定を基本的に実施をしていくということでござい ます。
- ○議長(鈴木裕美君) 7番·林君。
- ○7番(林 博君) 現在もいるということで、大変厳しい勤務体制なのかなというふう に感じますけども、それの出来れば解消していったほうがいいんじゃないかと思いますけ ども、その辺、職場の中といいますか、どのような対策等が考えられるのか。また、取っておられるのかちょっと伺いたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) 副町長・及川君。

○副町長(及川直彦君) お答えをしたいと思います。

現在、60時間を超えている職場は限定的であります。しかしながら、人員の投入によっ てそれが解消するかどうかというのは、かなり疑問であります。というのは、どうしても ある期間ついて集中的に、それをこなさなければならない。年間を通じて、じゃあそれだ けの職員が必要かというとまたそうでもない。期間的な、いわゆる山と底が出てきちゃう ものですから、そういう面では人員の投入によって解消するというのも、ひとつ難しいか なというのもありますし、それから時間外のあり方の問題でありますけども、ご案内のよ うに、役場庁舎は土日休みでありますけども、行事等で、あるいはイベント等でかなりの 土日に職員が出勤しております。あるいは、町民の皆さんの動きを含めてそういった実態 にありますことを、特に広報関係の職員についても同じような状況に、時間数が60時間を 超えるような形に一応なっています。今、議員もご案内かと思いますけども、行政改革の 中で時間外勤務のいわゆる削減をうたっておりまして、その中で出来るだけ年間100時間 以内に抑えるという方針をしておりますけども、前段申し上げましたような職種を例とし ながら、何箇所かの職場でそういった勤務時間が出ておりますので、今般、労働基準法の 改正がありまして、いわゆる金額の支給だけじゃなくて、もう一つは労働者の健康等を守 るというために、いわゆる体を休ますという形の処置も出来たことから、こういったこと で、当然併用としても考えていかなければなりませんけども、そういう処置が取れたとい うことで一応改正をさせていただいているということを、是非ご理解していただきたいな というふうに思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。 本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立多数であります。 よって、議案第68号は原案可決されました。 ◎議案第69号

○議長(鈴木裕美君) 日程第7。議案第69号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長·妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第69号の提案趣旨並びに内容について、ご説明 いたします。

本案は、平成21年8月11日の人事院勧告に伴う一般職の給与改定に準じまして、へき地保育所職員の給与についても所要の改定をするもので、併せて文言の整理を行なうものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第69号、へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 次ページへまいります。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

へき地保育所職員の給与に関する条例(昭和44年標茶町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、時間外手当」を「、時間外勤務手当」に改める。

第5条中「、住民手当」を「、住居手当」に改める。

別表を次のように改める。

別表の給料月額のうち今回の改定は、次ページの第61号俸から第193号俸まで、0.09パーセントから0.19パーセントの引き下げであります。

なお、別表の説明につきましては、省略させていただきます。

28ページへまいります。

附則。

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表の号俸が60号俸までの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当の月額の合計額に100分の0.24を

乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、その他の規則で定める期間がある職員にあっては、 当該月数から当該期間を考慮して給与規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末 手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附則第2項の内容につきましては、議案第68号の附則の内容と同じ趣旨でありますので、 説明を省略させていただきます。

以上で、議案第69号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

- ○11番(深見 迪君) 議案が別でありますので、改めて質問したいと思うのですが、こ この部分でも今回の削減により生じた財源の額はどのくらいになりますか。
- ○議長(鈴木裕美君) 住民課長·妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 約228万円というふうに押さえております。
- ○議長(鈴木裕美君) 11番・深見君。
- ○11番(深見 迪君) それで、言ってみれば倹約で生み出したお金じゃなくて、いろんな働く人たちの犠牲によって生み出てきたお金なわけなんですが、こういう減額により生じた財源の使い道なんかは特別に考えていますか。
- ○議長(鈴木裕美君) 副町長・及川君。
- ○副町長(及川直彦君) お答えをいたします。

ひとつ整理をしておかなきゃならないのが、増額なった場合、今、減額になった場合について議員のほうから定義づけの話がありましたけども、では増額になったときにどう考えるかという問題とも整理をしていかなければならないのかな、というのはひとつあろうかと思います。

それから、財源の問題でありますけども、この金を減額しておいて何かに使うというのは特定するというのは基本的には考え方としては作りにくいと。少なくとも一般財源の範疇でありますから、それがいろんな形で溶け込んでいろんな政策の中に入っていくという、そういう解釈でありまして、こっちでこれだけ落とした金額をこれに投入するという形にはならないということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。 質疑は終結いたしました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。 本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案可決されました。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君) 議案第66号で答弁漏れのありました部分についてお答えをしたいと存じます。

舘田議員からのご質問の中で、平成17年から21年までの過疎計画に基づく過疎債の事業 数及び額ということでのお尋ねでございましたが、お答えしたいと思います。

平成17年度につきましては、8事業、過疎債は1億3,630万円。平成18年度、5事業、1億5,300万円。平成19年度、5事業、1億3,710万円。平成20年度、5事業、6,780万円。平成21年度につきましては、承認を受けたものが5事業、6,390万円。追加で1事業、8,650万円が予定されておりまして、これが承認されますと21年度総額は1億5,040万円となってございます。

以上でございます。

○議長(鈴木裕美君) 休憩いたします。

休憩 午前11時00分 再開 午前11時26分

◎日程の追加

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま小野寺君ほか5名から要急施事件として議員提案第2号が提出されました。 これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議員提案第2号

○議長(鈴木裕美君) 議員提案第2号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

8番・小野寺君。

○8番(小野寺典男君) 議員提案第2号、標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案趣旨並びに内容の説明をいたしま す。

本案につきましては、昨今の本町の経済状況を見るときに非常に厳しい環境下にあることから、議会といたしましてもまちづくりのため少しでも経費節減の一助にと考え、期末 手当の削減を行う運びとなったことから改正するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議員提案第2号、標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年標茶町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成21年12月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、 同項中「100分の250」とあるのは「100分の230」とする。

以上で、議員提案第2号、標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、議員提案第2号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上で、平成21年標茶町議会第5回臨時会を閉会いたします。

(午前11時31分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴 木 裕 美

署名議員13番 川 村 多美男

署名議員14番 小 林 浩

署名議員15番 平川昌昭